

第九条の見出しを(登録情報処理機関)に改め、同条第一項中「経済産業省令で定めるところにより、指定する」を「登録を受けた」に、指定情報処理機関を「登録情報処理機関」に改め、同条第二項中「指定した」を「規定により登録情報処理機関に情報処理業務を行わせることとした」に改め、指定情報処理機関が行う」を削り、同条第三項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第十四条第三項中「次条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十五条第一項中「見込額」の下に(この項の規定による特許料等若しくは手数料の納付に充てた額の控除又は次項の規定による返還すべき額に相当する金額の加算があったときは、当該控除又は加算をした後の額。以下この条において同じ)を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「予納された見込額から前項の規定により特許料等又は手数料の納付に充てた額を控除して」を「予納者が予納した見込額に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項の規定により特許料等又は手数料の納付をした者(以下「納付者」という)が、特許等関係法令の規定による当該特許料等又は手数料の返還の請求に際し、経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その納付者が予納した見込額に、返還すべき額に相当する金額を加算することをもつて当該返還に代えるものとする。

第十六条中「とあるのは、」とあるのは「に改め、する者」との下に「同条第二項中「納付をした者(以下「納付者」という)が」とあるのは「納付をした者(以下「納付者」という)が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」とを加える。

第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関

第一節 登録情報処理機関

第十七条(見出しを含む)中「指定」を「登録」に改める。

第十八条中「指定」を「登録」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十九条を次のように改める。

(登録の基準)

第十九条 特許庁長官は、第十七条の規定により登録の申請をした者(以下この条において「情報処理機関登録申請者」という)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、経済産業省令で定める。

一 電子計算機及び情報処理業務に必要なプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。第三十七條第一項第二号において同じ)を有すること。

二 情報処理機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の子会社をいう。第三十七條第一項第三号イにおいて同じ)であること。

ロ 情報処理機関登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む)の割合が二分の一を超えていること。

2 第十九条第一項の登録は、情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地

第十九条の次に次の一条を加える。

(登録の更新)

第十九条の二 第十九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失つ。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

第二十條、第二十一條、第二十二條第一項及び第三項並びに第二十三條中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第二十四條及び第二十五條を次のように改める。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四條 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができないう形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む)次項及び第四十六條において「財務諸表等」という)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 指定特定手続等を行った者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(役員を選任及び解任)

第二十五條 登録情報処理機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

第二十六條を削り、第二十七條中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、同条を第二十六條とする。

第二十八條第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十九條の見出しを(適合命令)に改め、同条第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、第十九條第一号から第三号まで「を」第十九條第一項各号に改め、同条第二項を削り、同条を第二十八條とし、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令)

第二十九條 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、その他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に必要措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、その「指定」を「その登録」に改め、同条第四号中「第二十六條又は前条」を「又は前二條」に改め、同条第五号中「指定」を「登録」に改める。

第三十一條第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第三十二條第一項中「第二十六條又は」を削る。

第三十三條第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、同条第二項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、指定を「登録」に改める。

第三十四條第一号及び第四号中「指定」を「登録」に改める。

第三十五條中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第四章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録調査機関

第三十六條の見出しを(登録調査機関の登録等)に改め、同条第一項中「経済産業省令で定めるところにより」を削り、指定する」を「登録を受けた」に、指定調査機関を「登録調査機関」に改め、同条第二項中「指定」を「登録」に改め、同条の下に「経済産業省令で定めるところにより」を加える。

第二十八條第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十九條の見出しを(適合命令)に改め、同条第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、第十九條第一号から第三号まで「を」第十九條第一項各号に改め、同条第二項を削り、同条を第二十八條とし、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令)

第二十九條 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、その他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に必要措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、その「指定」を「その登録」に改め、同条第四号中「第二十六條又は前条」を「又は前二條」に改め、同条第五号中「指定」を「登録」に改める。

第三十一條第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第三十二條第一項中「第二十六條又は」を削る。

第三十三條第一項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改め、同条第二項中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に、指定を「登録」に改める。

第三十四條第一号及び第四号中「指定」を「登録」に改める。

第三十五條中「指定情報処理機関」を「登録情報処理機関」に改める。

第四章第二節の節名を次のように改める。

第二節 登録調査機関

第三十六條の見出しを(登録調査機関の登録等)に改め、同条第一項中「経済産業省令で定めるところにより」を削り、指定する」を「登録を受けた」に、指定調査機関を「登録調査機関」に改め、同条第二項中「指定」を「登録」に改め、同条の下に「経済産業省令で定めるところにより」を加える。